

平成27年5月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成27年6月29日(月) 午前9時00分～11時30分まで
出席委員	(12人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 5番：押川和夫 6番：山田秋吉 7番：田中俊二 8番：堀田計一 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(2人) 3番：関谷幸市 12番：久保一美
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：小野大希
会議録署名委員	2番：工藤久美子 5番：押川和夫
議事日程	平成27年6月29日(月) 1日間
報告	(1) 6月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(4条 1件、5条 1件) (3) 農家相談日結果報告について(相談なし) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出について(3件) ② 合意解約書の提出について(5件) ③ 農地改良届の提出について(1件) ④ 農地相談員の活動について ⑤ その他
会議事件	議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第28号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第29号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第30号 農地移動適正化幹旋事業の実施について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成27年6月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中10名の出席ですので、総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきます。 何かご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、2番：工藤久美子委員 5番：押川和夫委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅氏と小野氏を指名いたします。 それでは、議事に入ります。まず、議案第25号は、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>議案第25号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。</p> <p>【議案第25号受付番号13番、14番について朗読後、説明】</p> <p>受付番号13番は、譲渡人H. Sさん、譲受人H. Hさんです。申請地は、土地表示 大字高城字下小坪 地目 田 1筆 面積1,302㎡です。移動区分は賃貸借で賃借料は全部で5千円、経営状況は家族3名労働力2名 経営面積は5,607㎡ 家畜なし 担当委員は14番澁谷浩一委員です。</p> <p>受付番号14番は、譲渡人K. Mさん、譲受人N. Kさんです。申請地は、土地表示 大字椎木字桃木窪 地目 畑 1筆 面積3,128㎡です。移動区分は賃貸借で賃借料は全部で2万円、経営状況は家族2名 労働力2名 経営面積は川南町で6,435㎡ 家畜なし 担当委員は13番坂本康充委員です。</p> <p>以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。それでは14番の澁谷委員の説明をお願いします。</p>
<p>(14番) 澁谷 浩一</p>	<p>場所は、18ページのどんぐり保育園から田神へいく農面道路の岩戸側の小さな川をわたってすぐの所です。この土地は、前々からH. Hさんが耕作されていたところで今回、H. Sさんから話があって契約の運びとなりました。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、つづきまして受付番号14番につきまして13番坂本委員から説明をお願いします。</p>
<p>(13番) 坂本 康充</p>	<p>譲受人はN. Kさん、譲渡人はK. Mです。N. Kさんは西都市で認定農家を受けられていまして、現在は、西都市・川南町・木城町に圃場があります。今回、環境保全型農業施設支援事業に取組み小麦を栽培するため申請するものです。申請地は資料19ページです。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、ただ今から一括して質疑に入らせていただきたいと思います。質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言って質疑をお願いします。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号13番ですが、図面をみると道路にかかっているようですが。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>事務局において確認はされていますか。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>確認をさせてもらってよろしいでしょうか。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>現在、同地周辺について図面と合わない状況になっています。同地域については環境整備課、産業振興課、財政課と調整中で測量も考えられており、それが終わらないことには面積は判らないという状況です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>道路敷きが含まれているということでしょうか。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>下小坪地区については、30年程前に土地改良を行っていますが、その関係で道路を整備されています。その時に調整がうまくいっていなかった所があり、本件については道路が含まれていると考えられます。環境整備課と産業振興課・財政課で現況に合わせることで協議されているところです。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>今、説明がありましたとおり、現況にあわせることで調整中とのこと。本件については、土地の売買ではなく賃貸借ですのでこのままお諮りしても影響は無いと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>（全員異議なし）</p> <p>他に質疑はないでしょうか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、無いようですので議案第25号農地法第3条の規定による許可申請受付番号13番・14番の承認についてお諮りします。この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで議案第25号受付番号13番・14番 農地法第3条の規定による許可申請につきましては原案のとおり承認可決といたします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第26号について議題とします。議案第26号 受付番号3番 農地法第4条の規定による許可申請の承認について事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>総会資料20ページをお願いします。議案第26号受付番号3番 農地法第4条の規定による許可申請の承認についてであります。</p> <p>受付番号3番 申請人 K. T この案件につきましては先程転用調査でも報告がありましたが、4月期の定例総会で申請のあった案件であります。一ツ瀬川土地改良区の意見書等の問題がありまして保留になった案件であります。意見書等につきましては、申請人と一ツ瀬川土地改良区との調整がにつきまして資料26ページのとおりとなっております。詳細につきましては前回と同様であります。担当委員は、7番田中委員です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>この件は、追認案件であります。写真説明がいらいますか。</p> <p>（意見無し）</p> <p>写真説明は省略します。担当委員の説明も省略します。よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請の承認についての質疑を受付けます。質疑のある方は挙手のうえ質疑をお願いします。</p>

<p>(6番) 山田秋吉</p>	<p>この件につきまして今説明があったとおりであります、土地改良の方でも地元の理事に集まっていただいて協議をしました。現況復帰とした場合、現在、豚舎が建っておりますそれをとり壊さないといけない。それも大変だろうということで、排水路の付替えを行うこと。その費用については申請人がもつということ。付け替えした所は土地改良区の土地ということで土地改良の名義にさせていただくことで協議が整いましたので申請人に伝え、本人も了解されています。土地改良区としましても機能回復をすることで了解が得られています。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今の6番山田委員の意見につきましては質疑ではなく補足説明ということでよろしいでしょうか。 (異議なし) 他に質疑はないでしょうか。 (質疑なし) 質疑が無いようですので、採決に入りたいとおもいます。議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで議案第26号受付番号3番農地法第4条の規定による許可申請につきましては原案のとおり承認可決といたします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第27号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、27ページをお願いします。議案第27号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。 受付番号7番 譲渡人 K. Kさん。譲受人K. Mさんです。土地表示 木城町大字椎木字舟橋 地目 田 面積 376㎡ 他3筆 田3筆 576㎡ 畑1筆 115㎡ 合計 691㎡ 移動区分 売買 転用目的 建売住宅敷地 施設概要につきましましては資料30ページになります。担当委員は、5番押川委員となっております。 つづきまして受付番号7番譲渡人K. Iさん 譲受人は同じくK. Mさんです。土地表示 大字椎木字舟橋 地目 畑 面積 199㎡ 他1筆 畑 329㎡ 合計 329㎡ 移動区分 売買 転用目的 建売住宅敷地 施設概要建売住宅敷地等です。資料は30ページになります。32ページに排水路関係、公共下水道の排水計画を添付しています。雨水は既存の排水路に繋ぎこむこととなっております。家庭雑排水につきましては公共下水道に繋ぎこむこととなっております。担当委員は、5番押川委員です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>写真説明はありますか。</p>

<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>申請地の状況について、プロジェクターにより説明。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>写真説明が終わりました。それでは、受付番号7番につきまして5番押川委員に説明をお願いします。</p>
<p>(5番) 押川 和夫</p>	<p>ここは、以前、建売されるということでK. IさんとK. Mさんとで申請があった所ですが、当時2～3年後でないと家が建たないということで申請を取下げられた場所です。1番の問題は、K. KさんとK. Iさんですが、当時からうまくいっておられず、今回、和解をされ一緒に申請をされることになりました。K. Mさんにつきましても計画どおり実施できるということで確認をしています。本件の転用につきましてご審議をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりました。ただ今から、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請 受付番号7番についての質疑を受付けます。質疑のある方は挙手の上質疑をお願いします。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>補足をします。申請地の前にある区画につきましては、4・5年前に5条の許可が出ていましたが、その後こじれて家屋の建築がなされず現在にいたっていましたが、今回、K. IさんとT. Kさんとの話がまとまり計画どおりに施工することとなりましたのでこの場をかりてご報告申し上げます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>今の意見を参考にしてください。それでは他に質疑はありませんか。</p>
<p>(10番) 後藤ミホ</p>	<p>K. Mさんといいますと、岩渕の川沿いの所をされたところで建売住宅ということであったにもかかわらず、その施主の希望される家を順次建てられていったという経緯があります。建売住宅ですので、出来ましたら看板とかチラシを入れられるのは遠慮していただきたい。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>その件につきましては、前もあり、お話ししてありますので大丈夫だと思います。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(その他質疑なし)</p> <p>それでは、質疑は無いようですので採決に入りたいと思います。議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで議案第27号受付番号農地法第5条の規定による許可申請につきましては原案のとおり承認可決といたします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第28号農地利用集積計画（所有権移転）について議題とします。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>総会資料37ページをお願いします。議案第28号 農地利用集積計画（所有権移転）について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により下記の利用集積計画の決定を求めるものであります。</p> <p>整理番号1 受付番号9 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 譲渡人H. N 土地表示 大字高城字大原 地目 畑 面積 1,100㎡ 他2筆 合計 3,044㎡ 売買価格 3筆で1,218,000円 支払方法 口座払いであります。移転時期・支払期限・引渡期限 平成27年7月22日となっています。担当委員は、14番 澁谷浩一委員となっています。農地中間管理機構が行う特例事業であります。</p> <p>同じく整理番号2受付番号10 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 譲渡人N. S 土地表示 大字高城字鳥居久保 地目 畑 面積 1,018㎡ 他1筆 合計 2,101㎡ 売買価格 2筆で945,000円 支払方法 口座払いであります。移転時期・支払期限・引渡期限 平成27年7月22日となっています。担当委員は、8番 堀田計一委員となっています。農地中間管理機構が行う特例事業であります。</p> <p>整理番号3受付番号11 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 譲渡人S. K 土地表示 大字椎木字田畑原 地目 畑 面積 2,333㎡ 他1筆 合計 5,217㎡ 売買価格 2筆で2,608,000円 支払方法 口座払いであります。移転時期・支払期限・引渡期限 平成27年7月22日となっています。担当委員は、13番 坂本康充委員となっています。農地中間管理機構が行う特例事業であります。</p> <p>場所につきましてはそれぞれ13ページと38ページに添付してあります。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。</p> <p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、</p> <p>② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、</p> <p>イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること、</p> <p>ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること</p> <p>ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、</p> <p>③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること、</p> <p>の各要件を満たしております。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 28 号 整理番号 1 受付番号 9 番について審議したいと思いますが、8 番 堀田委員につきまして議事参与の制限により、当該事案の審議から終了まで退席をお願いします。（堀田委員退席）</p> <p>それでは、担当委員 14 番澁谷委員の説明をお願いします</p>
<p>（14） 澁谷 浩一</p>	<p>場所は 13 ページの岩戸原の中ほどの南側、北山から上がった所で、現在 N. N さんが耕作されている畑の中にあり、畦が取り払われて 1 枚の大きな畑になっている所です。今回 42 ページの利用権設定とも関係してきますが、H さんから畦も取り払われ現況復帰も難しく、H さんのお父さんが耕作されていました。今後耕作する意志が無いとのことで N. N さんに話をされたところ購入したいとのことでした。今回、農地中間管理機構が行う特例事業を活用して購入するとのことで今回の運びとなりました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 28 号農地利用集積計画（所有権移転）受付番号 9 番について質疑を受付けます。質疑のある方は挙手のうえ質疑をお願いします。</p>
<p>（6 番） 山田 秋吉</p>	<p>農地中間管理機構が行う特例事業ということですが、これは先で買う人が決まっているのでしょうか。</p>
<p>事務局 （小野主事）</p>	<p>決まっています。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質問はありませんか。 （他に質問なし）</p> <p>それでは他に質問は無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第 28 号 整理番号 1 番 受付番号 9 番農地利用集積計画（所有権移転）の承認について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので議案第 28 号 受付番号 9 番農地利用集積計画（所有権移転）については承認可決とします。 （堀田委員自席に戻る）</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 28 号 受付番号 10 番 11 番について順をおって審議したいと思います。</p> <p>それでは、担当委員 8 番堀田委員の説明をお願いします。</p>
<p>（8 番） 堀田 計一</p>	<p>これも N. S さんですが、公社が買い入れて貸し付けるということになっています。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号 11 番について 13 番坂本委員の説明をお願いします。</p>

<p>(11番) 坂本 康充</p>	<p>受付番号11番について、譲渡人はS. Kさんで譲受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社です。農地中間管理機構が行う特例事業を計画しています。買受人はN. Hさんになります。申請地は、もともとN. Hさんのお父さんの代から20年以上耕作されており、先日、売買に伴う協議会に参加させてもらい価格面でおりあいがつき今回の運びとなりました。場所は、資料38ページになります。ほとんど高鍋よりになります。ご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から質疑に入らせていただきます。質疑のある方は受付番号を言われてから挙手のうえ質疑をお願いします。 質疑はございませんか。 (質疑無し) それでは、質疑は無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第28号農地利用集積計画(所有権移転)受付番号10番11番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということですので議案第28号農地利用集積計画(所有権移転)受付番号10番11番につきまして承認可決とします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、議案29号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、39ページをお願いします。議案29号農用地利用集積計画(利用権設定)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により下記利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日平成27年7月10日。 整理番号1番受付番号20番。移動区分 賃貸借 譲受人K. Y 譲渡人Y. S 土地表示 大字高城字西ヶ原 地目 畑 地籍1,031㎡ 他2筆 合計3,117㎡ 利用目的 露地野菜 始期2015年7月10日 終期2020年7月9日の5年間 10a当りの賃借料は8,000円となっています。経営面積は0.8ha 家族数4名 稼働労働力 2名 担当委員は、8番堀田委員となっています。新規であります。場所につきましては、12ページになります。 整理番号2番 受付番号21番 移動区分 賃貸借 譲受人K. Y 譲渡人H. S 土地表示 大字高城字藪田 地目 田 地籍988㎡ 他3筆 合計2,759㎡ 利用目的 稲作 始期2015年7月10日 終期2025年7月9日の10年間 賃借料は全部で40,000円となっています。経営面積は0.8ha 家族数4名 稼働労働力 2名 担当委員は、8番堀田委員となっています。新規であります。場所につきましては、8ページになります。 整理番号3番 受付番号22番 移動区分 賃貸借 譲受人H. H 譲渡人H. S 土地表示 大字高城字下小坪 地目 田 地籍942㎡ 他4筆 合計4,147㎡ 利用目的 稲作 始期2015年7月10日 終期2020年7月9日の</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>5年間 賃借料は全部で20,000円となっています。経営面積は1.3ha 家族数3名 稼働労働力2名 担当委員は、14番澁谷委員となっています。新規であります。場所につきましては、7ページになります。</p> <p>整理番号4番 受付番号23番 移動区分 賃貸借 譲受人K. E 譲渡人H. S 土地表示 大字高城字外堀 地目 田 地籍982㎡ 1筆 利用目的 稲作 始期2015年7月10日 終期2020年7月9日の5年間 賃借料は全部で10,000円となっています。経営面積は1.4ha 家族数2名 稼働労働力2名 担当委員は、8番堀田委員となっています。新規であります。場所につきましては、6ページになります。</p> <p>整理番号5番 受付番号24番 移動区分 賃貸借 譲受人Y. T 譲渡人K. M 土地表示 大字椎木字新古場 地目 畑 地籍4,423㎡ 1筆 利用目的 飼料作物 始期2015年7月10日 終期2020年7月9日の5年間 賃借料は全部で60,000円となっています。経営面積は1.4ha 家族数2名 稼働労働力2名 担当委員は、8番堀田委員となっています。新規であります。場所につきましては、44ページになります。</p> <p>整理番号6番 受付番号25番 移動区分 賃貸借 譲受人K. M 譲渡人K. I 土地表示 木城町大字椎木字新古場 地目 畑 地籍1,705㎡の内1,000㎡ 1筆 利用目的 露地野菜 始期2015年7月10日 終期2020年7月9日の5年間 賃借料は全部で15,000円となっています。経営面積は4.7ha 家族数2名 稼働労働力2名 担当委員は、13番坂本委員となっています。新規であります。場所につきましては、44ページになります。</p> <p>整理番号7番 受付番号26番 移動区分 賃貸借 譲受人K. M 譲渡人 K. K 土地表示 大字椎木字新古場 地目 畑 地籍1,659㎡ 他1筆 合計3,159㎡ 利用目的 露地野菜 始期2015年7月10日 終期2020年7月9日の5年間 賃借料は全部で45,000円となっています。経営面積は4.7ha 家族数2名 稼働労働力2名 担当委員は、13番坂本委員となっています。新規であります。場所につきましては、44ページになります。</p> <p>整理番号8番 受付番号27番 移動区分 賃貸借 譲受人K. Y 譲渡人K. T 土地表示 大字椎木字坪池 地目 畑 地籍1,870㎡ 他1筆 合計4,565㎡ 利用目的 露地野菜 始期2015年8月1日 終期2018年7月31日の3年間 賃借料は全部で50,000円となっています。経営面積は8.2ha 家族数5名 稼働労働力4名 担当委員は、8番堀田委員となっています。新規であります。場所につきましては、45ページになります。</p> <p>整理番号9番 受付番号28番 移動区分 賃貸借 譲受人K. Y 譲渡人T. T 土地表示 木城町大字椎木字狐久保 地目 畑 地籍4,943㎡の内817㎡ 他2筆 合計5,000㎡ 利用目的 露地野菜 始期2015年9月1日 終期2018年8月31日の3年間 賃借料は10a当り15,000円となっています。経営面積は8.2ha 家族数5名 稼働労働力4名 担当委員は、8番堀田委員となっています。新規であります。場所につきましては、46ページになります。</p>
-----------------------	---

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>す。</p> <p>整理番号 10 番 受付番号 29 番 移動区分 賃貸借 譲受人 N. N 譲渡人 宮崎県農業振興公社 土地表示 大字高城字大原 地目 畑 地籍 1,100 m<sup>2</sup> 他 2 筆 合計 3,044 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 始期 2015 年 7 月 22 日 終期 2020 年 7 月 21 日の 5 年間 賃借料は全部で 12,000 円となっています。経営面積は 8.3 h a 家族数 4 名 稼働労働力 4 名 担当委員は、14 番澁谷委員となっています。農地中間管理機構が行う特例事業になります。場所につきましては 13 ページになります。</p> <p>整理番号 11 番 受付番号 30 番 移動区分 賃貸借 譲受人 I. S 譲渡人 宮崎県農業振興公社 土地表示 大字高城字鳥居久保 地目 畑 地籍 1,018 m<sup>2</sup> 他 1 筆 合計 2,101 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 始期 2015 年 7 月 22 日 終期 2020 年 7 月 21 日の 5 年間 賃借料は全部で 9,000 円となっています。経営面積は 1.8 h a 家族数 5 名 稼働労働力 2 名 担当委員は、8 番堀田委員となっています。農地中間管理機構が行う特例事業になります。場所につきましては 13 ページになります。</p> <p>整理番号 12 番 受付番号 31 番 移動区分 賃貸借 譲受人 N. H 譲渡人 宮崎県農業振興公社 土地表示 大字椎木字田畑原 地目 畑 地籍 2,333 m<sup>2</sup> 他 1 筆 合計 5,217 m<sup>2</sup> 利用目的 飼料作物 始期 2015 年 7 月 22 日 終期 2020 年 7 月 21 日の 5 年間 賃借料は全部 26,000 円となっています。担当委員は、13 番坂本委員となっています。農地中間管理機構が行う特例事業になります。場所につきましては 38 ページになります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案 29 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について受付番号順に担当委員の説明をお願いします。</p> <p>受付番号 20 番 21 番につきまして 8 番堀田委員の説明をお願いします。</p>
<p>(8 番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号 20 番ですが、Y. S さんと前に契約されていましたが M さんとの合意解約が整いまして、今回、認定農家になられた K. Y さんと 5 年契約で賃貸借されるということです。</p> <p>受付番号 21 番につきましては、以前から K. Y さんが耕作されていましたが、土地の名義が変わったということで新たに契約を結ぶということです。</p> <p>1 筆合意解約が漏れており契約していなかったため、今回契約ということになりました。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に受付番号 22 番につきまして 14 番澁谷委員に説明をお願いします。</p>
<p>(14 番) 澁谷 浩一</p>	<p>これは、H. H さんと H. S さんとの契約でありまして、場所は先の 25 号議案でありました所の隣です。H. H さんのお父さんの代から耕作されていたということです。今回、新規で正式に契約をして耕作されるとのことです。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	次に受付番号 23 番につきまして 8 番堀田委員に説明をお願いします。
（8 番） 堀田 計一	受付番号 23 番ですが譲受人 K. E さん、以前 N. Y さんから耕作しないかということで何年も前から耕作されていたとのこと。H. S さんから利用権設定により契約をお願いしますとのことで今回新たに届出をされました。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	受付番号 24 番につきまして 5 番押川委員に説明をお願いします。
（5 番） 押川 和夫	受付番号 24 番ですが、Y. T さんと K. M さんはそれぞれの畑を交換して耕作されていました。今回契約を新規で結び耕作されるということです。
議長（会長） 鎌田 勝敏	次に受付番号 25 番 26 番につきまして 13 番坂本委員に説明をお願いします。
（13 番） 坂本 康充	受付番号 25 番は譲渡人 K. I さん譲受人 K. M さんで受付番号 26 番は譲渡人 K. K さん譲渡人 K. M さんです。双方申請地は、Y. T さんが 5 年間で利用権を設定して耕作されていましたが、今回、更新の時期が来ており、受付番号 24 番の土地と交換して耕作することで話がまとまりましたので申請するものです。それから、上の山手の方の K. I さんの所は半分が山林になっているため利用権設定は 1,705 m <sup>2</sup> のうちの 1,000 m <sup>2</sup> です。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	次に受付番号 27 番と 28 番につきまして 8 番堀田委員に説明をお願いします。
（8 番） 堀田 計一	受付番号 27 番 28 番ですが、27 番が K. T さん、28 番が T. T さんで K. Y さんの所へ行って話を伺いました所、申請書のとおりで間違いなしとのことでした。
議長（会長） 鎌田 勝敏	次に受付番号 29 番につきまして 14 番澁谷委員に説明をお願いします。
（14 番） 澁谷 浩一	本件は、農地中間管理機構が行う特例事業で先程の 37 ページの受付番号 28 号の H. N さんの借受側の申請となります。場所及び経営も先程説明しましたとおりです。ご審議をお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	次に受付番号 30 番につきまして 8 番堀田委員に説明をお願いします。

<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号 30 番です。先程でました譲渡人 N. S さんの土地を公社が買受けて I. S さんに貸付けるという事業です。5 年以内に I. S さんが買受けるということになっています。農地中間管理機構が行う特例事業です。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に受付番号 31 番につきまして 13 番坂本委員に説明をお願いします。</p>
<p>(13番) 坂本 康充</p>	<p>先程、議案 28 号でご承認をいただいた農地中間管理機構が行う特例事業です。宮崎県農業振興公社から N. H さんへ一時貸付をするものです。5 年以内に N. H さんが購入する予定となっています。N. H さんは畜産農家ですので申請地で飼料作物を耕作される予定です。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 29 号農用地利用集積計画 (利用権設定) につきまして質疑を受けます。受付番号を言って質疑をお願いします。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(11番) 西 和浩</p>	<p>受付番号 28 番について確認をさせていただきます。狐久保の土地 4,943 m<sup>2</sup> の内 817 m<sup>2</sup> だけを借りられるとなっていますが、図面を見てもとどこまでを借りられるのかが判りません。</p>
<p>(10番) 後藤 ミホ</p>	<p>これは、以前、K. K さんがこの畑を全部貸して欲しいということで話がありましたが、その当時 T さんが千切り大根をされていたので 50 a を T さんが作るからその残りを K. K さんへ貸すということでありました。今回道路沿いの所を宅地ですが K. Y さんが購入されて (図面マーカーの手前)、その条件としてその残りの畑を貸してほしいとたのまれているそうです。K. K さんとの契約が終了後、K. Y さんが借りられるとのことだと思います。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それは、以前の話で本案件が出る前のことですか。</p>
<p>(2番) 工藤 久美子</p>	<p>その当時は、まだ、K. K さんとの賃貸借の期間があり、それまでは K. K さんが作られます。平成 27 年 8 月 9 日が終期となっています。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>地番が 3 筆あります。2 筆と、もう 1 筆について 4,943 m<sup>2</sup> の内 817 m<sup>2</sup> は 8 月 9 日まで K. K さんの利用権設定が入っています。4,126 m<sup>2</sup> については、既に K. Y さんの利用権設定が入っています。その 3 筆の 50 a 分が今回 K. Y さんが借りられということで申請が上がってきています。ということで一体として K. Y さんが耕作されるということになります。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>9 月からの契約になりますが、今の説明でよろしいですか。</p>
<p>(11番) 西 和浩</p>	<p>K. K さんが借りている所が、今回申請に上がってきたということですか。</p>

事務局 (小野主事)	そのとおりです。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	今の説明でよろしいでしょうか。
(11 番) 西 和浩	判りました。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	他に質疑はありませんか。 (他に質疑無し) それでは、質疑は無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第 29 号農用地利用集積計画 (利用権設定) であります。この議案につきまして賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということでありますので議案第 29 号農用地利用集積計画 (利用権設定) 受付番号 20 番 21 番 22 番 23 番 24 番 25 番 26 番 27 番 28 番 29 番 30 番 31 番につきまして承認可決とします。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、議案 30 号 農地移動適正化幹旋事業の実施についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。
事務局 (事務局長)	それでは、47 ページをお願いします。議案第 30 号をご覧ください。 受付番号 1 番 申請人 N.M さんで大字椎木字陣ノ内 畑 3 筆 合計 1,195 m <sup>2</sup> 実施形態は売買 希望価格は 10a 当り 450,000 円であります。 受付番号 2 番 申請人 I.M さんで大字椎木字下ノ谷 畑 3 筆 合計 4,738 m <sup>2</sup> 実施形態は売買 希望価格は全部で 1,400,000 円であります。 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、事務局から説明が終わりました。それでは議案第 30 号受付番号 1 番 2 番について担当委員をそれぞれ 2 名決めていきたいと思えます。 受付番号 1 番について 2 番工藤委員と 13 番坂本委員でどうでしょうか (全員承認) つづきまして、受付番号 2 番について 2 番工藤委員と 12 番久保委員でどうでしょうか。 (全員承認) それでは、議案 30 号 受付番号 1 番につきましては、2 番工藤委員と 13 番坂本委員、受付番号 2 番につきましては、2 番工藤委員と 12 番久保委員に決定します。
(2 番) 工藤 久美子	今、幹旋委員になりましたが、高台の方は、この地区の人だけではなく、下の岩淵・比木とかから上がって来られて耕作されている方もが多いので関係委員のご協力をお願いします。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>そういうことですので関係委員皆様のご協力をお願いします。2 番工藤委員が言われるのは当然だと思います。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 7月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成27年6月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>